

## 障がい者活躍推進計画

機関名	四国中央市
任命権者	四国中央市長
計画期間	令和2年9月1日～令和7年8月31日（5年間）
四国中央市における障害者雇用に関する課題	<p>本市においては、職員採用試験に障がい者区分を設ける等、これまで継続して障がい者の採用に取り組んでおり、とりわけ、令和元年度からは障害者採用計画を作成し、法定雇用率の充足に向けた積極的な採用活動を行っております。</p> <p>今後も継続して障がい者の雇用を進めるとともに、障がいを有する職員がその障がい特性や個性に応じた能力が発揮されるよう、体制整備や各種取組を進めていく必要があります。</p>
目標	
① 採用に関する目標	<p>【実雇用率】（各年6月1日時点） （各年度）当該年6月1日時点の実雇用率を法定雇用率以上とする。</p> <p>（参考）令和元年6月1日時点の実雇用率：1. 65% 令和2年6月1日時点の実雇用率：2. 21%</p> <p>（評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理を行う。</p>
② 定着に関する目標	<p>不本意な離職者を極力生じさせない。</p> <p>（評価方法）毎年の任免状況通報のタイミングで、人事記録を基に、前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理を行う。</p>
③ キャリア形成に関する目標	<p>【障がいを有する職員が担当する職務の拡大】 新たな職域を開拓する。</p> <p>（評価方法）毎年度、人事記録を基に把握・進捗管理を行う。</p>
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	
(1) 組織面	<p>○障害者雇用推進者として人事課職員を選任する。</p> <p>○障害者職業生活相談員（以下「相談員」という。）として人事課職員を選任し、随時、障がいを有する職員の相談を受け付けるほか、必要に応じてその職員への支援等について、組織内のサポート体制を整備する。</p> <p>○役割分担及び各種相談先については、人事異動等により変更が生じる場合には、定期的に更新を行う。</p>
(2) 人材面	<p>○人事課に設置する相談員のほか、個別に相談員の設置が望ましい場合（一部署に5人以上の障害を有する職員が配属される等）には、必要に応じて相談員を設置することとし、新たに相談員に選任された職員（選任予定の職員を含む。）については、愛媛労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。</p> <p>○障がいを有する職員が配属されている部署の職員を中心に、年に1回以上、厚生労働省障害者雇用対策課又は愛媛労働局が開催する</p>

		「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」の受講案内を行い、参加を募る（過去に同講座を受講したことがない職員に限る。）。
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出		
		○新規採用又は部署異動そのほか必要に応じて面談等を実施し、障がい者を有する職員と業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理		
(1) 職務環境		○基礎的環境整備として、障がい者を有する職員の要望を踏まえ、庁舎施設（エレベーター、多目的トイレ、休憩室は設置済）の整備や就労支援機器等の購入を検討する。 ○新規に採用した障がい者を有する職員については、定期的に面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。当該措置を講じるに当たっては、要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
(2) 募集・採用		○採用選考に当たり、障がい者からの要望を踏まえ、面接における手話通訳者を配置する、本採用までに少ない勤務時間での慣らし期間を設ける等障がい特性への配慮を行う。 ○募集・採用に当たっては、特定の障がい者を排除し、又は特定の障がい者に限定する取扱いを行わない。
(3) 働き方		○朝方勤務や時差勤務等の時間管理制度の利用を促進する。 ○時間単位の年次休暇や病気休暇等の各種休暇の利用を促進する。
(4) キャリア形成		○本人の希望等も踏まえつつ、実務研修、向上研修等の教育訓練を実施する。
(5) その他の人事管理		○必要に応じて所属長及び人事課相談員等による面談を実施し、状況の把握や体調への配慮に努める。 ○障がい者を有する職員からの要望を踏まえ、障がい特性に応じ、職場での介助や職員駐車場の提供等の通勤への配慮を行う。 ○在職中に疾病、事故等により障がい者を有することとなった職員について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮、働き方、キャリア形成等の取組を行う。 ○本人が希望する場合には、「精神障害者等の就労パスポート」の活用等により、就労支援機関等と障がい特性等についての情報を共有し、適切な支援や配慮を講じる。
4. その他		
		○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。 ○障害者就労施設等における民需拡大のため、当該施設等が生産・加工・製作した物品の販売の場の提供、障害者就労施設等との人的交流を実施する。